

流山市企業動向調査業務委託

公募型プロポーザル優先交渉権者等審査会審査要領

1 目的

この要領は、流山市（以下「市」という。）が行う流山市企業動向調査業務について、最も優れた提案者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための審査に係る事項を定めるものとする。

2 審査

審査会の委員（以下「委員」という。）は、応募者からの提案書及びプレゼンテーションの内容について、別紙「提案評価表」に則って審査を行う。

なお、提案書の提出が1事業者のみであった場合でも審査を行う。

3 優先交渉権者等の選定

各委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。ただし、全ての委員による採点の平均点が配点合計の6割に満たない場合は要求水準を満たしていないと判断し、候補者とししない。

【選考順】

（1）過半数を超える委員から最高順位を得た者。

（2）（1）により決しない場合、全委員の合計得点が最高得点の者。

（3）（2）が複数ある場合、評価項目のうち、「企画提案評価点」の点数の合計が最も高い者。

以上、且つ最高得点を獲得した者を優先交渉権者、これに準ずる者を次順位優先交渉権者として選定する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和8年2月27日から施行する。